

令和 6 年度豊中市女性の活躍促進支援事業業務委託にかかる
公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

市内各事業所で働く一人ひとりの女性が、その持つ個性や能力を十分に発揮する女性活躍を促進するため、就労継続、職場風土改善やワークライフバランスなど働き方改革を効果的に推進するよう事業者に向けて女性活躍促進支援事業を実施します。

本事業を、専門ノウハウを保有する事業者に業務を委託することとし、委託事業者の選定にあたり、下記のとおり企画提案募集を実施します。

2. 募集対象業務

(1) 業務の概要

セミナーの開催やアドバイザー派遣の企画実施・講師の手配や派遣・広報物の作成、豊中市女性活躍推進事業者認証制度の周知・啓発など。なお、業務の詳細は別添の仕様書のとおり。

(2) 委託期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日（月）まで

(3) 予算額

委託料の上限は、4,484,700 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。複数の事業者が共同で提案する場合（以下「共同事業体」という。）も同様とする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなさ

れなかった者とみなす。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 共同事業体にあたっては、共同事業体の構成員が単体事業者又は他の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加しないものであること。

4. 日程 ※いずれも、令和 6 年（2024 年）

	第一次審査がない場合 (応募者が 3 者以下の場合)	第一次審査がある場合 (応募者が 4 者以上の場合)
実施要項等の公表	5 月 17 日（金）	
質問事項の締切 (電子メール)（※1）	5 月 23 日（木）午後 5 時必着	
質問事項への回答 (市ホームページで公表)	5 月 29 日（水）予定	
応募書類の提出期限	6 月 3 日（月）午後 5 時必着	
第一次審査結果の通知予定日（※2）	6 月 7 日（金）	6 月 14 日（金）
第二次審査（プレゼンテーション）（※3）	6 月 21 日（金）【予定】	
第二次審査結果の通知予定日	6 月下旬【予定】	
委託契約の締結予定日	7 月上旬【予定】	

- ※1 応募に関する質問はメールで受け付け、質問への回答は市のホームページに掲示し、個別には回答しません。メールの件名は「女性の活躍促進支援事業プロポーザル質問」にしてください。
- ※2 応募が 4 者以上となった場合は、書類による第 1 次審査を実施し、第 2 次審査（プレゼンテーション）に進んでいただく提案者（3 者）を選定します。
- ※3 第 2 次審査の対象となる提案者には、時間等を別途ご連絡します。
また上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

5. 応募方法

(1) 提出書類

No.	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加 表明書	正本 1 部に提案者の代表者印を押印。副本は複写可	様式 1
2	業務経歴書	これまで他自治体において同様の分野の業務を請け負った実績について記載すること。 ・業務場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。 ・業務期間は、委託契約締結日から業務完了日までの期間とする。	様式 2
3	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載すること。 ・統括責任者及び担当者は提案者の会社に属すること。 ・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。 ・主な勤務地は都道府県を記入すること。 ・業務実施組織図は応募書類提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。 ・本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。	様式 3
4	統括責任者及び担当 者の業務実績調書	・専門分野は、本業務に関して担当・研究する活動分野を記入すること。 ・参画した主要業務の概要と担当した分野は、担当した他自治体において同様の分野の業務を請け負った実績を中心に記入すること。 ・記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。	様式 4

5	企画提案書	・企画提案は1社1案とする。 ・企画提案書の用紙サイズはA4判とし、以下の①～⑥の内容を必ず記載すること。 ・企画提案事項についてはイラスト、イメージ等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること。 ①経営者・管理職及び一般社員セミナーに係る企画提案概要 ・開催予定月、開催場所、各セミナーの実施内容、実施スケジュールなど ・事業者間における情報交換等を目的とした交流支援、今後もつながりをもてる機会の創出を行う方法等を具体的に記載すること。 ②アドバイザー派遣に係る企画提案概要 ・事業所の抽出・掘り起こし方法、支援実施体制、実施スケジュールなど ③上記①②に係る講師等の選定案 ④上記①②に係る参加者募集の広報活動 ・集客方法（広報媒体や周知方法及び周知対象者）を具体的に記載すること。 ・周知啓発用チラシの内容案を示すこと。 ⑤経営者・管理職セミナーとアドバイザー派遣を連動させ、相乗効果を高める企画・提案 ⑥女性活躍推進事業者認証制度の周知、啓発に係る企画提案概要 ・事業者等の認証申込への意欲を高めるような周知方法等を具体的に記載すること。 ・認証事業者の取組み内容等について認知度向上につながる広報の実施周知方法を具体的に記載すること（SNS等の活用）	任意
6	見積書	・見積書には、総額のほか、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠、項目ごとの内訳を添付すること。 ・正本1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可	様式5
7	団体の概要書（企業概要等）	連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）は必ず記載すること。 公募開始日から過去3年以内の処分歴を必ず記載してください。	任意様式 様式6

※ 共同事業体での参加の場合、様式2「業務履歴書」、様式3「業務実施体制調査書」、様式4「統括責任者及び担当者の業務実績調査書」、「団体の概要書」において共同事業体での参加、各会社の役割が明確に把握できるようにしてください。

(2) 提出形式

- ・提出部数：正本 1 部、副本 8 部
- ・形式：A4 判縦型・左端綴、No.1～7 の電子データを収録した記録媒体(CD-ROM 等)1 枚

(3) 提出期限

令和 6 年 (2024 年) 6 月 3 日 (月) 午後 5 時まで (必着)

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足、提出期限内未到達の場合は応募を無効とします。

期限以降における提出書類の差替え、再提出には応じません。

(4) 提出方法

事務局あてに持参 (土日祝日及び開庁時間以外を除く)、郵送、宅配便のいずれかとします。郵送、宅配便により提出する場合は、事務局に提出書類の到達について確認してください。

(5) 提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市市民協働部人権政策課

(6) 提出書類の取扱い

提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとします。ただし、受注候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を行うことがあります。

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

6. 質疑対応

質問がある場合は、メールで事務局あてに提出してください。

- ・提出先アドレス：danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp

※電話もしくは開封確認にてメールの到着を確認すること。

※提出件名は「女性の活躍促進支援事業プロポーザル質問」とすること。

- ・提出期限：令和 6 年 (2024 年) 5 月 23 日 (木) 午後 5 時まで (必着)

- ・回答方法：令和 6 年 (2024 年) 5 月 29 日 (水)

市ホームページに掲載 (個別に回答は行いません。)

7. 選定方法

- ・事業者選定の審査は、「令和 6 年度豊中市女性の活躍促進支援事業業務委託事業者選定委員会」にて審査します。
- ・応募事業者が 4 者以上あった場合のみ、事前に 1 次審査 (書類審査) を行い、第 2 次審査の対象提案者を 3 者に絞ります。
- ・提出していただいた内容について、評価点数の合計に基づき合議で優先交渉権者を選定します。ただし、分類 No.1 の評価項目 (6 項目) のうち 1 項目でも得点の 50%未満の点数が付いた場合は、順位が 1 位の場合であっても優先交渉権者としません。

(1) 2 次審査 (プレゼンテーション)

①日時：令和 6 年 6 月 21 日（金）時間未定

※ 日時、場所等の詳細は、審査対象の提案者に電話。メール又は郵送により連絡します。

②発表時間等：30 分程度（1 提案者につき 20 分以内の発表後、質疑・応答することとします。）

③資料：事前に提出していただいている提出書類を用いての発表とします。

④機材等：パワーポイント等を使用する場合に必要な機材はすべて、提案者でご用意をお願いします。本市は、モニター、電源、HDMI ケーブルのみ用意します。

⑤プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者としてします。

⑥その他：プレゼンテーションの参加者は補助者を含めて 3 名までとします。

（2）評価項目

No.	分類	評価項目	配点
1	提案内容 (80 点)	企画提案書作成能力	5 点
		各セミナー等に係る企画力・実現性について	20 点
		アドバイザー派遣に係る企画力・実現性について	20 点
		女性活躍推進事業者認証制度の周知、啓発に係る企画力・実現性について	25 点
		事業者間の交流支援等について	5 点
		実施スケジュール	5 点
2	業務実施体制・業務経歴 (10 点)	業務実施体制	5 点
		類似する業務の実績があるか。	5 点
3	プレゼンテーション	説明のわかりやすさ、業務への取組み姿勢	5 点
4	見積り金額	・積算額は必要最小限に抑えられているか ※本業務の見積を勘案し、採点	5 点

※公募開始日から過去 3 年以内の処分歴などがある場合は、最大で 10 点減点

（3）審査結果の通知

審査の結果は、令和 6 年 6 月下旬にメールと郵送にて通知します。なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定するため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託を確約するものではありません。

（4）最終審査結果の公表

最終審査結果は、令和 6 年 6 月下旬に市ホームページにて公表します。公表内容は以下のとおりです。

① 件名

② 履行期間

- ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評点者が異なる場合は、その理由）

※応募団体と採点結果との対応関係は明らかにしません。応募者が 2 者の場合は次点者の採点結果は公表しません。

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 本案件期間中に、上記「3.参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 委託限度額を超える提案を行った場合
- (6) 提案書類において虚偽の記載があった場合
- (7) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (8) 一団体に複数の提案をした場合
- (9) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (10) 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合
- (11) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (12) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (13) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

9. 契約について

- (1) 優先交渉権者の選定後、採択された企画提案書の内容に基づき、市と仕様並びに価格等を協議のうえ業務内容等を確定し、契約を締結します。また、業務内容及び契約内容等については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがあります。なお、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次の優先交渉権者と契約を締結することがあります。
- (2) 本業務の受注者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行ってください（受注者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- (2) 選定委員会の構成員、審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け

付けません。

- (3) 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- (4) 提出書類に記載された受注業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (5) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに人権政策課まで辞退届で通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- (6) 質問事項の締切り以降、事業に係る質問は受け付けません。
- (7) 契約締結にかかる事務手続きは速やかに行うこと。

11. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市役所第一庁舎 5 階

豊中市市民協働部人権政策課（担当：小林）

T E L 06-6858-2504 F A X 06-6846-6003

E-mail danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp